

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 32 号
兵庫県立大学工学研究科教員選考委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教員選考規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 31 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、工学研究科教員選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、教員の選考に関する事項を審議し、候補者を選考する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
 - (2) 委員会の設置の申し出を行った専攻（以下「当該専攻」という。）の専攻長（以下「当該専攻長」という。）
 - (3) 各専攻から選出された教授 6 名のうち 2 名（以下「常任委員」という。）
 - (4) 当該専攻所属全教授
 - (5) 副理事長又は理事 1 名（教授又は准教授を採用する場合に限る。）
 - (6) 専門的知識を有する外部委員 2 名（教授又は准教授を採用する場合に限る。）
- 2 その他必要に応じて前項各号に掲げる者以外の委員を加えることができる。

(任期)

第 4 条 委員会での当該専攻長の任期は、専攻長の在任期間と同じとする。

- 2 常任委員の任期は 1 年とし、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第 1 項第 3 号から第 6 号及び前条第 2 項に定める委員の任期は、候補者が決定される日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、当該専攻長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第 6 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会の成立は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、代理出席は認めない。
- 3 議決は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。
- 4 委員長は、委員会が候補者を選考した場合は、すみやかに研究科長に報告するものとする。
- 5 委員長は、委員会が候補者を選考できなかった場合は、継続して再公募するか委員会を解散するかを研究科長と協議の上、決定するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。